

I 計画の改定にあたって

配偶者等からの暴力に対する基本的考え方

配偶者等^{*}からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

DVは、経済力の格差などの社会的・構造的問題を背景とし、被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会実現の妨げとなっている。

また、DVは、そのほとんどが外部から発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。

このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があり、また、直接の被害者のみならず、家族、とりわけ子どもに対して心身の成長に深刻な影響を与える。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた不断の取組や、更にはDV家庭に育つ子どもへの専門的支援が必要である。

※配偶者等：「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に定める「配偶者」だけでなく恋愛関係にある者等も含む。

1 改定の趣旨

平成18年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（計画期間：平成18年度～20年度）の改定にあたっては、現計画を基本に、新たに市町村における地域の実情・課題に応じた支援体制の確立、若年者に対するDVの予防・啓発の推進を図り、DVを容認しない社会の更なる実現をめざすものである。

<参考>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的として「DV防止法」（平成13年法律第31号）が制定された。法が施行され、保護命令制度及び都道府県のDV相談支援センターによる相談や一時保護等の業務が開始された。

平成16年には、DVの定義の拡大、（身体的な暴力のみならず、精神的暴力、性的暴力にも対象拡大）、保護命令制度の拡充（退去命令の期間を2週間から2箇月に拡大、子どもへの接近禁止命令の発令）、DVの防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針並びに都道府県における施策の実施に関する基本的な計画の策定等を内容とする法改正が行われ、同年12月2日施行されるとともに、基本方針が策定された。

さらに、平成19年7月には、保護命令制度の拡充（生命または身体に対する脅迫行為にも対象を拡大、被害者への接近禁止命令と併せて無言電話や連続しての電話、ファクシミリ、電子メール等の行為を禁止する保護命令の発令、被害者の親族等への接近禁止命令の発令）、基本計画の策定及びDV相談支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする「DV防止法の一部を改正する法律」（平成19年法律第113号）が制定され、平成20年1月11日に施行、併せて基本方針が変更された。

基本方針には、都道府県は被害者支援の中核として、一時保護の実施、市町村支援、関係者研修等広域的な施策などを、市町村においては、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられるとされた。また、DV相談支援センターについては、都道府県は対策の中核として、処遇の困難な事案への対応や専門的・広域的な対応が求められることとされたところである。

2 計画の位置付け

本計画は、DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画として策定するものであり、あわせて「京都府男女共同参画推進条例」に基づく計画としても位置付け、府におけるDV対策の基本的方向及び今後の取組を示すものである。

市町村、関係機関、関係団体、そして府民一人ひとりにおいても、この計画の趣旨を踏まえ、DVを防止し暴力を許さない社会を築くため積極的な取組が実施されることを期待する。

3 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とする。

ただし、国における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しや、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、必要に応じ見直すこととする。

II 策定の視点

1 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて、広く府民の理解を深め、DVを防止し暴力を許さない社会の実現、府民が日々安心して暮らせる信頼の京都府づくりを進める。

2 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施

～危機介入から自立支援まで～

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進する。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、同伴者等も含めた総合的な支援を実施する。

3 地域の実情・課題に応じた支援体制の確立

都市と農山漁村、歴史と産業が織りなす地域文化、少子高齢化の進行等地域の特性により、DVに対する認識や相談体制などの社会資源も異なることから、地域の特性を重視し、府と市町村がそれぞれの役割を担い、相互の協力により地域の実情・課題に応じた支援体制を確立する。

4 関係機関等との連携協力体制の推進

被害者支援は、豊富なノウハウを持つ民間支援団体など幅広い関係機関・関係団体との連携・協働が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、行政区域を越えた広域対応も必要であることから、被害者の保護から自立までのより円滑な支援に向け、これらの関係機関との連携及び情報共有体制を更に推進する。

Ⅲ 計画の体系

● 施策の体系

基本目標Ⅰ DV被害に気づく環境づくり

重点目標1 暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供

施策

- ①被害者の身近に届くカード等の啓発媒体を活用した、継続的な情報提供
- ②啓発強化期間を設け、DV防止の気運の醸成と、被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施

重点目標2 早期発見(通報)できる環境整備

施策

- ①被害者の早期発見に関わる関係機関向けの実践的対応マニュアルの定着
- ②被害者に接する関係機関向け研修やDV相談支援センター等との連携強化などDV被害の早期発見及び二次的被害の防止
- ③児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、DV被害者の保護とその子どもへの対応等についての関係機関の連携強化
- ④府民に対する通報の趣旨の周知と、被害者を理解し孤立させない地域社会づくりの啓発の推進

基本目標Ⅱ 暴力を許さない環境づくり

重点目標3 様々な場での研修・啓発の強化

施策

- ①啓発強化期間を設け、DV防止の気運の醸成と、被害者が参加する講習会等の活用による集中的な広報啓発の実施(再掲)
- ②家庭内暴力を許さない地域づくりのための啓発
- ③保育所、幼稚園、学校などあらゆる場を通じて、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちと人権を大切にすることを育む取組の推進
- ④若年層に対するいわゆるデートDVに関する予防啓発の推進
- ⑤企業等における人権研修等の一環としてのDV防止や児童虐待防止に対する取組
- ⑥加害者が暴力から脱却するための取組について検討
- ⑦市町村に対するDV基本計画の策定の働きかけ及び、府、市町村等の各種計画等におけるDV防止、被害者保護の趣旨を踏まえた策定の働きかけ

基本目標Ⅲ 総合的な相談・保護体制の充実

重点目標4 相談体制の充実・強化

施策

- ①南北に細長い地理的特性に配慮した専門相談体制の確立及び機能の強化
- ②DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる家庭支援総合センター(仮称)の整備
- ③専門研修及び実践マニュアルに基づく市町村等を含めた相談員の資質向上と、二次的被害の防止
- ④市町村へのDV対策推進の働きかけ(相談窓口の設置、市町村における庁内関係性の連携強化等)
- ⑤府、市町村、警察等の相談窓口との連携、被害者の安全確保と確実な保護のための体制の確立及び行政と民間支援団体等との連携強化

重点目標5 緊急保護の充実

施策

- ①一時保護受入体制の充実・強化
- ②市町村に対する緊急保護体制確保に向けた働きかけ
- ③警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- ④被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- ⑤被害者の状況に応じたカウンセリングの徹底
- ⑥複雑で深刻なケースに対応するための一時保護機能の充実
- ⑦男性児童等同伴者のための一時保護委託先の確保

重点目標6 同伴児童等への支援(DV家庭に育つ子どもたちへのケア)

施策

- ①家庭支援総合センター(仮称)を整備し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制の構築
- ②一時保護期間中の児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実及び保育や就学機会の確保
- ③一時保護所退所後も継続した心のケアの実施
- ④同伴児童等への就学等に関する柔軟な取扱いや加害者の追及に対する適切な対応の徹底(保育所・幼稚園、小・中学校等との連携)
- ⑤府総合教育センターにおける電話や来所等による相談、学校におけるスクールカウンセラーを活用した相談等により、同伴児童等への心のケアの充実
- ⑥小学校への配置に加え、「スクールソーシャルワーカー」の役割を備えた社会福祉の専門家などを「まなびアドバイザー」として新たに中学校に配置し、福祉関係機関等と連携した組織的・継続的な支援

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実並びに男性被害者への対応

施策

- ①外国人支援団体と連携した相談対応の検討と一時保護機能の充実
- ②障害のある人、高齢者及び男性など、被害者の状況によりDV相談支援センターでの保護が困難な被害者のための一時保護委託先の確保
- ③障害者・高齢者等福祉施設との連携による被害者等への継続的ケア
- ④外国語及び点字による相談窓口や制度の紹介、各種手続の説明等を掲載したリーフレット等の配布

基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化

重点目標8 支援策の充実・強化

施策

- ①一時保護から母子生活支援施設への継続的な支援の充実
- ②一時保護から社会的に自立した生活に向かう上で有益な「ステップハウス」機能の整備について検討
- ③府営住宅優先入居等の充実と、市町村に対する優先入居等の働きかけ
- ④被害者の同伴児童の就学等を確保するため保育所、学校等との連携強化
- ⑤被害者の離婚、子どもの親権等、法的問題を解決するための司法手段に関する支援の充実・強化
- ⑥関係機関の連携強化及び被害者の個人情報保護に関する周知徹底（被害者情報が加害者に知られることの防止及び加害者対応における連携強化）

重点目標9 生活の確立と心身回復へのサポート

施策

- ①被害者の社会的自立を身近な地域において継続的に支える人材の養成、配置
- ②専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの強化
- ③グループワーク、ピア・カウンセリングによる心理的ケアの充実
- ④同伴児童・同伴者等への継続的な心のケアの実施
- ⑤ハローワークやジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策や、地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実

重点目標10 関係機関の連携強化

施策

- ①被害者支援をワンストップで実施するため、被害者ニーズの的確な把握と必要な支援策を円滑に提供できる体制の確立
- ②市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- ③行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携の推進

基本目標Ⅴ 被害者の状況に応じた支援体制の推進

重点目標11 民間支援団体との連携・支援

施策

- ①民間シェルターの一時保護機能の充実・強化
- ②民間支援団体等の職員研修の実施
- ③民間シェルター等の退去者等への必要な情報提供
- ④行政と民間支援団体等の協働による事業の委託実施等

重点目標12 都道府県間の広域連携体制の確立

施策

- ①近隣府県との協議の実施及び具体的な府県間のルールづくりについての国への提案・要望の実施

重点目標13 苦情処理体制の整備

施策

- ①京都府の施策等についての関係部署における苦情処理担当の設置
- ②苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村に対する働きかけ

IV 現 状

1 取組の経緯

京都府では、DV防止法の施行前は、婦人相談所においてDV関連相談や一時保護を実施していた。また、府・市町村等の相談機関による女性のための相談ネットワーク会議を定期的を開催し、現在まで連携を図ってきている。

平成14年4月にはDV相談支援センターを設置し、相談、保護、自立支援等の体制整備を図った。

また、関係機関と連携した取組を進めるため、DV対策の中心となる府民生活部、健康福祉部及び警察本部による連絡会議を設置し、施策の総合的、効果的な推進を図ってきた。

更に、平成15年度からは、男女共同参画センターに、DVに特化した専門相談窓口（DVサポートライン）を開設するとともに、自立支援のためのグループカウンセリングなどを開催する一方、DV相談支援センターにおいては、増加する被害者と同伴する子どもへの支援策（一時保護委託先の確保、通訳の派遣、保育士の配置、府営住宅への優先入居等）の充実を図ってきた。

平成18年3月の京都府DV計画の策定後は、DV防止集中啓発事業を実施し、DVカードの設置や啓発講座の実施など、相談に向けた情報提供を図るとともに、民間支援機関等へのさらなる支援強化などを行ってきた。

市町村においても相談窓口の明確化や近隣市町村や関係機関とのネットワーク会議の開催など、被害者支援の取り組みが広がりつつある。

これらの取組により、相談支援機関同士、あるいは、DV相談支援センターと警察、福祉事務所、母子生活支援施設等との連携が進むとともに、民生児童委員など地域の支援機関等の認識が進み、支援を必要とする人に必要な情報が届く体制ができつつある。

しかしながら、南北に細長いという京都府の地理的特性及び専門相談窓口や民間支援団体などの社会的資源の偏在等、被害者の安全確保や相談保護・支援体制において課題が生じてきている中で、より、市町村、民間支援団体等と連携した取組が求められている。

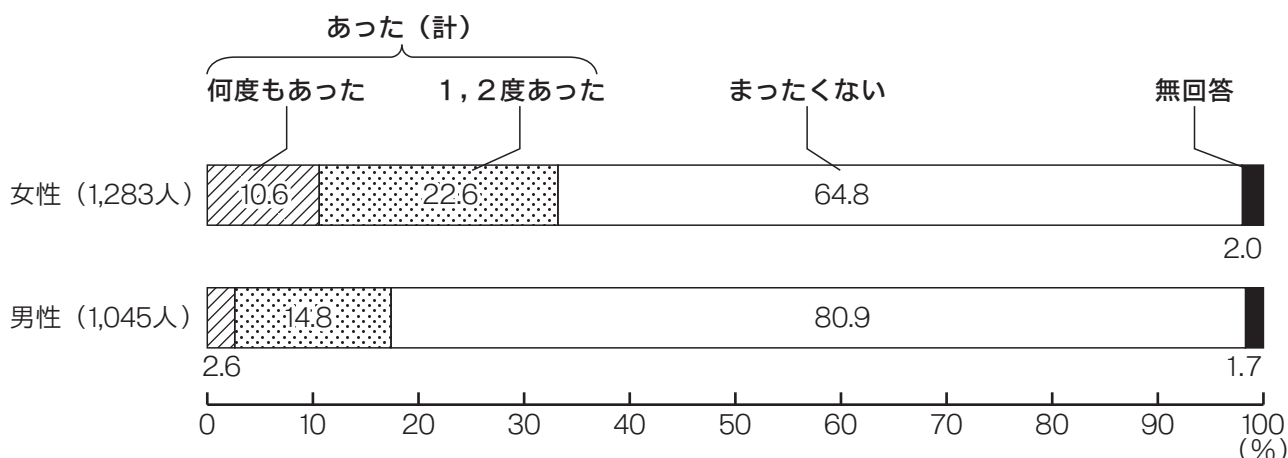
2 DVの実態

【国内の実態】

内閣府では、全国の20歳以上の男女 4,500人を無作為に抽出し、「男女間における暴力に関する調査」（平成17年）を実施した。この調査によると、これまでに結婚したことのある人（2,328人）のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から、“身体に対する暴行”“精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫”“性的な行為の強要”のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性 10.6%、男性 2.6%、「1、2度あった」という人は、女性 22.6%、男性 14.8%、1度でも受けたことがある人は、女性 33.2%、男性 17.4%となっている。

配偶者からの被害経験

「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



- (備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成17年)より作成。
 2. 身体的暴力：殴ったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた。
 3. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
 4. 性的強要：嫌がっているのに性的な行為を強要された。

警察庁の統計によると、平成19年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む。）間における殺人、傷害、暴行は 2,471件、そのうち 2,232件（90.3%）は、女性が被害者である。その割合は、殺人は 192件中 107件（55.7%）とやや低いが、傷害 1,346件中 1,255件（93.2%）、暴行 933件中 870件（93.2%）とそれぞれ高くなっており、DVの被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている。

平成20年4月1日現在、全国180施設がDV相談支援センターとして、相談、カウンセリング、被害者や同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。平成19年度中に全国のDV相談支援センターに寄せられた相談は 6万2,078件に上っており、毎年度増加している。また、DV防止法施行後平成19年12月末までの間に、警察に対し寄せられたDVに関する相談等への対応件数は、10万842件（平成19年の対応件数は 2万992件）で、ここ数年、毎年増加している。

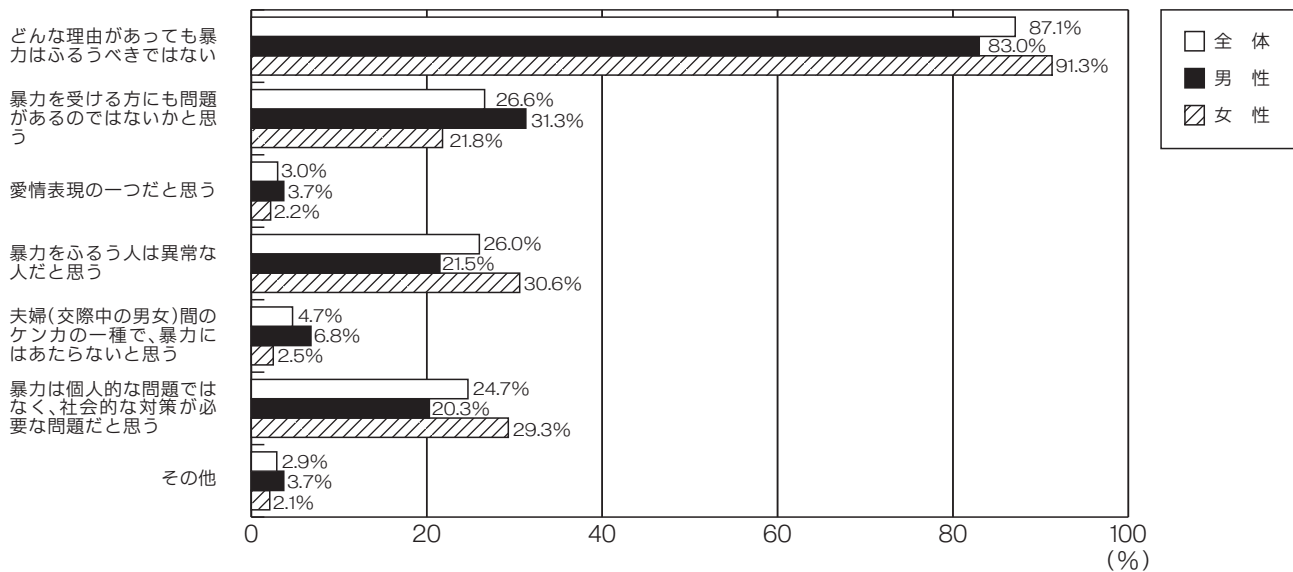
DV防止法施行後、平成19年12月末までの間に、裁判所に申し立てられた保護命令の申請件数は 1万3,834件で、そのうち申請が完了したのは 1万 3,750件、保護命令が発令された件数は 1万971件（79.8%）であった。そのうち被害者に関する保護命令のみ発令されたのは7,004件（63.8%）、子への接近禁止命令が発令されたのは 3,967件（36.2%）となっている。

（平成20年版男女共同参画白書（内閣府）から抜粋）

【「配偶者等からの暴力に関する調査」※からみた府内の状況】

平成20年に府が府内在住の15歳以上の男女 1,650人を対象に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」によると、女性の91.3%、男性の83.0%が「どんな理由があっても暴力はふるうべきではないと思う」と回答する一方、男性の31.3%、女性の21.8%が「暴力を受ける方にも問題があるのではないかと思う」と回答しており、男女間において若干の認識の差が見られる。

配偶者からの暴力に関する認識(複数回答)



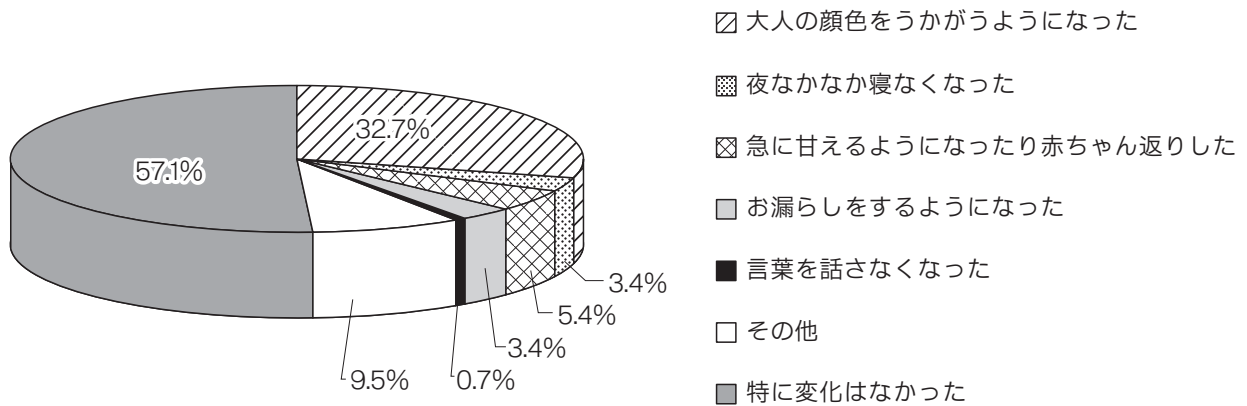
また、「手をあげられた、殴られた、蹴られた」「物を投げつけられた、壊された」などの身体的暴力を受けたことのある人は女性は23.7%、男性15.6%となっており、「急に機嫌が悪くなったり、優しくなったりして、いつも気を遣われる」「何を言ってもしても無視された」などの精神的暴力を受けたことのある人も、女性29.0%、男性25.1%に上っている。

暴力を受けたことのある人のうち、受けた時の年齢は「20歳代」45.1%で最も高く、「30歳代」(41.4%)、「40歳代」(21.7%)と続いている。女性は「20歳代」(53.7%)、男性は「30歳代」(42.6%)が最も高くなっている。

被害経験者のうち、男性は「別れようとは思わなかった(思っていない)」が56.7%で最も高く、「別れようと思ったが別れなかった(別れていない)」が32.5%となっている。一方、女性では「別れようと思ったが別れなかった(別れていない)」が46.9%で最も高く、「相手と別れた」が21.7%と男性より高くなっている。

子どものいる被害経験者のうち、「子どもが暴力の状況を見ていた」と回答した人の32.7%が「大人の顔色をうかがうようになった」と回答している。

暴力を見たことがある子どもの変化(複数回答)



配偶者等からの暴力防止のために必要な取組については、男女とも「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」(47.6%)、「加害者への罰則を強化する」(45.0%)「学校または大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(35.7%)の順で高い。

男女別では、女性は「加害者への罰則を強化する」が48.7%と、男性(41.4%)を上回っている。

※「配偶者等からの暴力に関する調査」

①調査方法

ア 調査地域 京都府全域
 イ 調査対象 府内に居住する15歳以上の男女1,650人
 ウ 調査方法 インターネットリサーチ
 京都府内のインターネット調査専用モニター(約1万5千人)の中から、15歳以上の男女を年代毎、地域毎に、人口比に応じて割当。男女比は同じ。

エ 調査期間 平成20年7月18日～24日

②回収結果

回答数 1,650人 (内訳) 男性 834人(50.5%)
 女性 816人(49.5%)

③調査項目

ア 配偶者等からの暴力に関する考え方
 イ 被害経験
 ウ 配偶者等からの暴力を見聞きした経験
 エ 配偶者等からの暴力防止や被害者支援
 オ 京都府の取組及び配偶者暴力防止法等の認知度 等

【相談件数等の推移】

①配偶者暴力相談支援センター

	平成13年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	法施行前	法施行後						
相談件数(月平均)	538	596	820	903	1,003	859	859	859
DV対応	67	260	475	507	651	545	598	609
割合(%)	12.5	43.6	57.9	56.1	64.9	63.4	69.6	70.9
一時保護(月平均)	11	15	26	26	29	25	21	20
DV対応	5	7	15	16	20	17	17	15
割合(%)	49.0	50.0	59.7	59.6	68.8	65.6	77.8	73.3
同伴児童(実人数)		83	153	137	169	118	123	106

②男女共同参画センター

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
全相談件数	1,914	2,762	3,023	3,199	3,244	3,185	3,463
うちDV関係	421	522	858	1,143	1,341	1,191	1,261
割合	22.0%	18.9%	28.4%	35.7%	41.34%	37.4%	36.4%

③京都府警察本部

●DV事案検挙状況〔検挙件数〕

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	
罪名/件数	58	37	45	75	50	48	60	
内訳	殺人(未遂含む)	5	2	1	3	5	4	2
	傷害致死		1	1				
	逮捕監禁			1				1
	強制わいせつ			1				
	傷害	43	23	29	50	30	31	34
	暴行	4	7	5	14	10	6	17
	脅迫	1			1	3	3	1
	器物損壊	5	2	1	3	1	2	2
	恐喝				1			
	住居侵入			2			1	1
	保護命令違反	—	2	4	3	1	0	1
	放火						1	1

④京都地方裁判所

●保護命令事件処理状況〔新受件数〕

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全国合計	171	1,426	1,825	2,179	2,695	2,759	2,779
対前年増減比(%)			28.0	19.4	23.7	2.4	0.7
京都地方裁判所	2	33	53	55	67	79	74
対前年増減比(%)			60.6	3.8	21.8	17.9	11.3

※10月13日の法施行以降の件数

V 計画の内容

基本目標 I DV被害に気づく環境づくり

重点目標 1 暴力に苦しむ被害者の相談に向けた情報提供

【現状と課題】

啓発リーフレット、DV相談支援センターのしおり（府民向け）に加え、外国語（5カ国語）に対応したDV防止啓発カードを作成し、さまざまな相談機関、医療機関、子育て関連施設等被害者が立ち寄る可能性のある場所に配備した。

また、DVをなくす啓発期間（11/12～25）を設置し、DVをなくす気運を高めるとともに、講演会の開催やチラシ等による啓発を集中的に実施したが、周知について未だ不十分であるため、DVに苦しむ人が被害に気づき、安心して相談機関等に行けるよう、さらにきめ細かな啓発・情報提供が必要である。

また、女性向けの講演会や広報紙による広報啓発、民間支援団体等が行う啓発事業への協力等、引き続き積極的に実施していく必要がある。

アンケート結果から

- DV防止法について知っていますか。
- 京都府が実施している配偶者等からの暴力の防止に関する施策（DV防止集中啓発事業の実施、DV・デートDV防止等のリーフレット、DV相談支援センターでの相談・一時保護、男女共同参画センターにおけるDVサポートラインの実施 他）について知っていますか。（複数回答可）

- ▶ DV防止法について、「法律があることは知っているが、内容は知らない」（50.5%）、「法律があることも、内容も知らない」（41.3%）と合わせて9割以上が「内容を知らない」と回答。

府の施策については、67.8%が知っているものはないと回答。

【具体的施策】

- 被害者の身近に届くカード等の啓発媒体（外国語にも対応した相談窓口の名称、受付時間、電話番号等を示したもの）を各種相談機関、医療機関、子育て関連施設、大学等に配備し、継続的な情報提供を実施
例：公共施設や大学、百貨店、スーパーのトイレなどに配備する他、小児科・産婦人科・歯科等の診療所にも配備し、医師等からの通報も促す。
- 広報啓発強化期間を設け、DV防止の気運の醸成と、被害者が参加する講習会等（育児講座、防犯教室等）の活用による民間団体と連携した集中的な広報啓発を実施

重点目標2 早期発見（通報）できる環境整備

【現状と課題】

京都府医師会等に対し、法に基づく医療関係者からの通報、情報提供の努力義務についての協力を依頼したり、関係機関による情報交換等により、DVを早期発見できる環境整備を進めてきたが、引き続き、被害者の早期発見に関わるあらゆる機関（福祉施設、教育機関、消防（救急）等）や関連する地域ネットワーク（児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会や犯罪被害者サポートチーム等）への協力依頼等を行っていく必要がある。

通報はDV防止法に基づく義務（努力義務）であるが、被害者の意向や心理状態等により通報を悩む場合があること、また、アンケート結果からも、DVは他人のことなので口出しすべきでないという回答が多いことから、被害者の早期発見に関わる機関や府民が、DVについてさらに理解を深め、DV被害者を見逃さず、的確な情報提供や二次的被害^{*}等に十分に配慮しつつ、DV相談支援センター等へ確実につなぐことができる環境を整備する必要がある。

※二次的被害：被害者と接する者の不適切な対応により、被害者に生じる更なる被害のこと

アンケート結果から

- 暴力を受けている（かもしれない）ことに気づいて、あなたはどうしましたか。（複数回答可）
 - ▶ 「他人のことなので口出しすべきではないと思った」（28.4%）、「どう対応したらいいかわからず、何もしなかった」（22.4%）、「暴力をやめるよう話した」（15.5%）、「かくまったり逃がしたりした」（10.3%）、「相談先を紹介」（8.3%）、「医療機関・相談機関に連れて行った」（2.0%）、「警察に通報・金銭の貸与」等（各1.0%）と、積極的な行動をとった人は少ない。

【具体的施策】

- 被害者の早期発見に関わる関係機関向けの実践的対応マニュアルの定着
- 被害者と接する関係機関への研修やDV相談支援センター等との連携強化など、DV被害者の早期発見及び二次的被害の防止
- 児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、DV被害者の保護と子どもへの対応等について関係機関の連携を強化
- 府民に対する通報の意義の周知と、被害者を理解し孤立させない社会づくりへの啓発の推進

重点目標3 様々な場での研修・啓発の強化

【現状と課題】

男女共同参画や人権問題に係る研修の一環としてのDV研修の実施、啓発リーフレット、啓発カード、DV相談支援センターのしおりの作成配布、各種広報紙による広報啓発等により、「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことに対する社会的な認識が高まってきたが、なお一層の取組が必要であり、児童虐待や、近年、高校・大学等の若年層において、いわゆるデートDVが増加する中で、暴力をなくすための教育の徹底や意識の醸成が必要である。さらに、さまざまな情報が氾濫する現状においては、情報を主体的に収集し、判断する能力を育む環境づくりが必要である。

また、DV被害者が自立し地域で安全に生活するためには、加害者への再発防止のための取組が必要である。

広域的な観点から、市町村に対し基本計画の策定をはじめ、市町村に対する助言や情報提供、市町村間における調整の支援を行う必要があるとともに、他の分野の計画等においても、DV防止、被害者保護の趣旨が踏まえられるよう働きかける必要がある。

【具体的施策】

- 広報啓発強化期間を設け、DV防止の気運の醸成と、被害者が参加する講習会等（育児講座、防犯教室等）の活用による民間団体と連携した集中的な広報啓発を実施（再掲）
- 家庭内の暴力を許さない地域づくりのための啓発
- 保育所、幼稚園、学校などあらゆる場を通じて、互いを尊重する関係を築き、暴力を許さず、いのちと人権を大切にすることを育む取組の推進
- 若年層に対するいわゆるデートDVに関する予防啓発の推進
- 企業等における人権研修等の一環としてのDV防止や児童虐待防止に対する取組
- 加害者が暴力から脱却するための取組について検討
- 市町村に対するDV基本計画の策定の働きかけ及び、府、市町村等の各種計画等におけるDV防止、被害者保護の趣旨を踏まえた策定の働きかけ

重点目標4 相談体制の充実・強化

【現状と課題】

アンケート結果から、相談先として友人や家族等身近な人に相談をする人が多い一方、身近な相談窓口の充実が必要とする回答が多いことから、市町村を含め身近な窓口で気軽に相談でき、必要な情報を得ることができる体制の充実が必要である。

被害者の状況に応じた的確な相談対応を行うには、地域バランスにも配慮しつつ、DVの専門相談体制をより強化するとともに、警察や児童相談所、弁護士、専門医等の専門機関との連携を引き続き強化する必要がある。

平成20年1月の改正DV防止法施行により、市町村においてDV相談支援センター設置が努力義務化されたことを受け、市町村での設置状況に鑑みながら、地域における市町村との連携のあり方や役割について、検討する必要があるが生じている。

さらに、DV被害者一人ひとりの視点に立った相談・支援に加え、DVと児童虐待が複雑に絡み合った事例も増加していることから、家庭問題として総合的にとらえ、相談・支援できる体制づくりも必要である。

アンケート結果から

- だれ（どこ）に相談しましたか。（複数回答可）
 - ▶ 「友人・知人」を相談相手に選んだ回答が最も多く（65.0%）、次いで「家族・親戚」（56.9%）となっている。
- 被害者に必要な支援施策（複数回答可）
 - ▶ 「心理カウンセリング」（33.3%）や「身近な相談窓口の充実」（32.6%）をあげる人が多い。

【具体的施策】

- 南北に細長い地理的特性に配慮した専門相談体制の確立及び機能の強化
- 婦人相談所と児童相談所の統合など、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる家庭支援総合センター（仮称）の整備
- 専門研修及び実践マニュアルに基づく市町村等を含めた相談員の資質向上と、二次的被害の防止
- 市町村へのDV対策推進の働きかけ（相談窓口の設置、市町村における庁内関係課の連携強化等）
- 府、市町村、警察等の相談窓口との連携、被害者の安全確保と確実な保護のための体制の確立及び行政と民間支援団体等との連携強化

重点目標5 緊急保護の充実

【現状と課題】

DV相談支援センターは、昼夜を問わず被害者を緊急に一時保護できる体制を整備しており、被害者の入所が増大する中、安心・安全な緊急保護体制の一層の強化が必要となっている。

民間シェルターにおいても被害者を保護し、被害者支援に重要な役割を担っていることから、その保安体制も課題である。

DV相談支援センターでの一時保護は、被害者の求めに応じて柔軟に行っており、緊急を要する場合は、警察の協力を得て移送を行っているが、引き続き被害者の安全確保や安全な移送の強化を図る。

また、改正DV防止法施行により、市町村の業務として、被害者の緊急時における安全の確保を行うことが望ましいとされたことを踏まえ、被害者の緊急時における安全確保のため、市町村との連携のあり方や役割について検討する必要性が生じている。

DV相談支援センターにおける一時保護期間中は、被害者等に対するカウンセリングや保護命令等に関する情報提供・助言を行い、被害者保護のため関係機関と個別に連携を図っているが、加害者の執拗な追及等深刻なケースに対応するため、警察等と連携し迅速かつ的確な被害者保護が図られるようきめ細かな対応が一層求められる。

また、一時保護所においては、中高生に達した同伴男児の入所が困難であることから、これらの子どもを同伴する被害者の一時保護先の確保についても検討する必要がある。

アンケート結果から

○ 被害者に必要な支援施策（複数回答可）

- ▶ 「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」（64.2%）をあげる人が最も多い。

【具体的施策】

- 一時保護の受入体制の充実・強化
- 市町村に対する緊急保護体制確保に向けた働きかけ
- 警察等との連携による被害者を保護する施設の防犯機能の強化
- 被害者の移送方法の確立及びその安全対策の強化
- 被害者の状況に応じたカウンセリングの徹底
- 複雑で深刻なケースに対応するための一時保護機能の充実
- 男性児童等同伴者のための一時保護委託先の確保

重点目標6 同伴児童等への支援

(DV家庭に育つ子どもたちへのケア)

【現状と課題】

子どもの心の安定に向けた支援を引き続き充実させるとともに、一時保護所を退所した後の子どもに対する継続的・専門的なケアや、被害者が避難する際に同伴できなかった子どもに対する支援も必要である。同伴できなかった子どもへのケアを行うに当たっては、被害者と加害者が接触することがないように十分配慮することが必要である。

就学年齢に達している子どもについては、引き続き学校等の協力を得て学校での学習の機会が確保できるよう配慮していく必要がある。

アンケート結果から

- 相手と別れない（別れなかった）理由
 - ▶ 「別れるほどのことではないと思った」が（52.4%）と最も高く、とりわけ女性では、「子どものこと（親権・子どもの意思・環境）が気がかり」（34.5%）をあげる人が多い。
- DVによる子どもへの影響
 - ▶ DVを「子どもが見たことがある」とする人のうち、32.7%が「大人の顔色を伺うようになった」と回答

【具体的施策】

- 家庭支援総合センター（仮称）を整備し、DVや児童虐待など家庭問題を総合的に相談・支援できる体制の構築
- 一時保護期間中の児童相談所等と連携した子どもの保護や心のケアの充実及び保育や就学機会の確保
- 一時保護所退所後も継続した心のケアの実施
- 同伴児童等への就学等に関する柔軟な取扱いや加害者の追及に対する適切な対応の徹底（保育所・幼稚園、小・中学校等との連携）
- 府総合教育センターにおける電話や来所等による相談、学校におけるスクールカウンセラーを活用した相談等により、同伴児童等への心のケアの充実
- 小学校への配置に加え、「スクールソーシャルワーカー」の役割を備えた社会福祉の専門家などを「まなびアドバイザー」として新たに中学校に配置し、福祉関係機関等と連携した組織的・継続的な支援の実施

重点目標7 外国人、障害のある人、高齢者の被害者への支援の充実 並びに男性被害者への対応

【現状と課題】

日本語を十分理解できない外国人や障害のある人、高齢者は、現状での啓発媒体、啓発ルートでは十分情報が伝わらず、迅速かつ適切に相談・保護を受けることが困難な状況にあり、関係支援機関等に協力を求めながら、より効果的な啓発方法、支援の仕組みを検討する必要がある。

また、男性被害者の相談・一時保護等についても対応できるようにする必要がある。

【具体的施策】

- 外国人支援団体と連携した相談対応と一時保護機能の充実
- 障害のある人、高齢者及び男性など、被害者の状況によりDV相談支援センターでの保護が困難な被害者のための一時保護委託先の確保
- 障害者・高齢者等福祉施設との連携による被害者等への継続的ケア
- 外国語及び点字による相談窓口や制度の紹介、各種手続の説明等を掲載したリーフレット等の配布

基本目標Ⅳ 自立のための継続的支援体制の確立 及び関係機関の連携強化

重点目標8 支援策の充実・強化

【現状と課題】

被害者が社会的に自立し安心して生活するためには、経済的支援、住宅の確保、子どもの養育、心のケアなど様々な支援が必要であり、状況に応じて、福祉、就労、就学等の施策が迅速かつ的確に利用できることが重要であり、福祉事務所を始めとする関係機関等が連携し、一体となって支援していく必要がある。

また、保護命令、離婚、養育費、在留資格等の法的課題の解決や、同伴児童等の心のケアなど専門的な立場からの支援を一層充実させることも必要である。

アンケート結果から

○ 被害者に必要な支援施策

- ▶ 「暴力をふるう相手から一時的に逃れる場所の提供」(64.2%)に次いで、「心理カウンセリング」(33.3%)や「身近な相談窓口の充実」(32.6%)をあげる人が多い。

【具体的施策】

- 一時保護から母子生活支援施設等への継続的な支援の充実
- 一時保護から社会的に自立した生活に向かう上で有益な「ステップハウス※」機能の整備について検討
 - ※ステップハウス＝一時保護の後に住居の確保が困難な被害者が、自立のため住居を定めるまでの間滞在する居住施設
- 府営住宅優先入居等の充実と、市町村に対する優先入居等の働きかけ
- 被害者の同伴児童の就学等を確保するため保育所、学校等との連携強化
- 被害者の離婚、子どもの親権等、法的問題を解決するための司法手段に関する相談や情報提供など支援の充実・強化
- 関係機関の連携強化及び被害者の個人情報保護に関する周知徹底（被害者情報が加害者に知られることの防止及び加害者対応における連携強化）

重点目標9 生活の確立と心身回復へのサポート

【現状と課題】

被害者が社会的に自立し、安定した生活を得るためには、就労支援などに加え、長期にわたる被害のために生じた健康被害や、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などに対して、回復状況に応じた支援を継続して行うシステムが必要である。

また、単身の被害者は、母子家庭支援施策としての就労支援、職業訓練制度等を利用できないので、このような被害者も必要な支援が受けられるようにすることが重要である。

【具体的施策】

- 被害者の社会的自立を身近な地域において継続的に支える人材の養成、配置
- 専門的なカウンセリングや精神的治療による心理的ケアの強化
- グループワーク、ピア・カウンセリング*による心理的ケアの充実
 - ※ピア・カウンセリング＝同質（類似）の問題を持つ者同士の分かり合い・支え合いにより潜在能力や可能性を取り戻そうとする活動。お互いが聞き役・話し役になって、必要な援助を与え合うもの
- 同伴児童・同伴者等への継続的な心のケアの実施
- ハローワークやジョブパークにおける母子家庭の母や単身の被害者を含めた就業支援・職業訓練施策や、地域における日常生活や同伴児童の養育を支援する地域サポートの充実

重点目標10 関係機関の連携強化

【現状と課題】

被害者が早期に心身の回復を図るためには、相談、保護から被害者の社会的自立までの各段階を通じた一貫した支援が必要である。

このため、被害者の発見、相談対応、一時保護、自立へ向けての準備を経て、社会的な自立に至るまでの各支援機関の役割に応じたネットワークの形成が重要である。

【具体的施策】

- 被害者ニーズの的確な把握と必要な支援策を円滑に提供できるきめ細かなネットワークの充実
- 市町村におけるDV施策の推進・連携体制の整備への働きかけ
- 行政機関と民間支援団体等との機能やノウハウを活かした連携の推進

重点目標1.1 民間支援団体との連携・支援

【現状と課題】

社会福祉施設や民間支援団体は、既に被害者支援に大きな役割を担っており、今後も独自のノウハウや機能を十分に発揮できるよう、府はこれらの団体等と協働して被害者支援を図ることが必要である。

また、被害者の状況によっては民間支援団体等による対応が効果的な場合もあり、DV相談支援センターを経由しない被害者に対する保護、相談支援などの充実についても検討していく必要がある。

【具体的施策】

- 民間シェルターの一時保護機能の充実・強化
- 民間支援団体等の職員研修の実施
- 民間シェルター等の退所者への必要な情報提供
- 行政と民間支援団体等の協働による事業の委託実施等

重点目標1.2 都道府県間の広域連携体制の確立

【現状と課題】

被害者をより安全に保護するためには、時には、他の都道府県への一時保護や福祉施設等への入所を依頼する必要がある。

従来、個別に連絡・調整を図ってきたが、他の都道府県での一時保護の受入について、平成19年7月に全国知事会による「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携に関する申し合わせ」が取り決められ、被害者への支援や費用負担等について全国統一の取扱いがされるようになった。

しかし、当該申し合わせについて実効性を確保するには、都道府県間のみならず、関係市町村の協力が必要である。

【具体的施策】

- 近隣府県との協議の実施及び具体的な府県間のルールづくりについての国への提案・要望の実施

重点目標 1.3 苦情処理体制の整備

【現状と課題】

京都府が行う男女共同参画の推進に関する施策などについては、京都府男女共同参画推進条例に基づく苦情処理体制を整備している。

また、DV相談支援センターにおいて一時保護所入退所者へアンケートを実施し、苦情への対応を図るとともに、加害者からの苦情に対しては警察等も含め、被害者保護の立場に立った対応を図っているが、相談機関や一時保護機関、民間支援団体等での二次的被害を防止するため、職員に対する継続的な研修を行うとともに、被害者等からの苦情に対して適切な対応がとれるシステムを整備する必要がある。

【具体的施策】

- 京都府の施策等についての関係部署における苦情処理担当の設置
- 苦情の迅速、適切な処理体制の整備についての市町村への働きかけ

VI 数値目標

DV被害に気づく環境づくり／暴力を許さない環境づくり

- **総合啓発事業の実施**
DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、DV被害に気づき、DV被害を防止する機運を醸成するため、配偶者等からの暴力をなくす啓発期間を設置し、関係機関、団体と協賛し啓発事業を実施する。
 - ▶ **協賛団体数** 150団体 (20 84団体)
- **デートDV防止啓発事業の実施**
男女がお互いに相手を尊重する関係を築き、交際相手からの暴力を防止するため、若年層への教育・啓発が必要であることから、高校、大学等において、デートDVを防止するための講座を実施する。
 - ▶ **デートDV防止講座の受講者数** 1000名／年 (20 200名)

総合的な相談・保護体制の充実

- **家庭問題としての相談体制の確立**
DVや児童虐待などさまざまな家庭問題に対する総合的・専門的相談支援体制を構築する。
 - ▶ **家庭支援総合センター（仮称）の整備**
- **身近な地域における相談・緊急保護の充実**
DV被害者が相談窓口を早期に利用し、支援に関する情報等を得たり、緊急対応が出来る体制を構築する。
 - ▶ **市町村職員等の専門性向上研修受講者数** 100名 (新規)
 - ▶ **市町村の相談窓口の設置促進** 全市町村 (20 11市町村)
 - ▶ **緊急保護体制の確保のためのシェルター等の設置** 10カ所 (7カ所)

自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化 ／被害者の状況に応じた支援体制の推進

- **生活の確立と心身回復へのサポート**
一時保護所の退所後、被害者の社会的自立を身近な地域において、中長期的に支援する地域サポーター（仮称）の育成を図る。
 - ▶ **地域サポーター（仮称）の養成** 70名 (新規)
- **自助グループの活動支援**
被害者同士が体験や感情を共有し情報交換をしあう自助のためのグループに参加することは、心の回復に効果があることから、活動場所の提供や助言などを行い、自助グループの活動を支援する。
 - ▶ **被害当事者による自助グループ設置支援数** 3グループ (20 1グループ)
- **民間支援団体との連携・支援**
民間支援団体等ネットワークを構築し、その連携強化を図る。
 - ▶ **民間支援団体のネットワークへの参加数** 10団体 (新規)

参考資料

- 1 取組の経緯
- 2 関係機関一覧（相談・カウンセリング、警察等）
- 3 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
（改定版）検討委員会設置要綱
- 4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画
（改定版）検討委員会委員名簿
- 5 計画策定経過
- 6 保護命令申立手続
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な
方針（概要）
- 9 京都府男女共同参画推進条例

1 取り組みの経緯

年度	国の動き	京都府の取組
平成11年度	男女共同参画社会基本法成立 「男女間における暴力に関する調査」を実施	
平成12年度		
平成13年度	4月 DV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）公布 10月 一部施行	<input type="checkbox"/> DV啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 相談員マニュアルの作成 <input type="checkbox"/> DV被害者のグループカウンセリング
平成14年度	4月 DV防止法完全施行 ・保育所入所時の配慮（通知）	<input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センター設置 ・相談受付の休日・夜間への拡大 ・臨床心理士によるカウンセリングの実施 ・入所者の安全確保（監視カメラ等の整備） <input type="checkbox"/> 関係機関による一時保護委託の確保
平成15年度	・DV被害者の公営住宅優先入居（通知）	<input type="checkbox"/> DVサポートライン設置 <input type="checkbox"/> 非暴力グループワークの実施 <input type="checkbox"/> 一般啓発講座の実施 <input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターにおける同伴児童のための保育士の配置 <input type="checkbox"/> 一時保護委託施設の拡大（3施設）
平成16年度	12月 DV防止法改正法施行 ・DVの定義の拡大（精神的暴力が追加） ・保護命令制度の拡充 ・国の基本方針、都道府県の基本計画の策定義務化 国の基本方針策定(H16122) ・住民基本台帳の閲覧、住民票の交付、戸籍の附票の交付の制限（通知） ・健康保険の被扶養認定取消に係る被害者支援（通知） など	<input type="checkbox"/> 女性のための相談ネットワーク会議の開催 <input type="checkbox"/> 通訳・翻訳実施（外国人被害者支援） <input type="checkbox"/> 婦人相談員の増員による相談体制の充実 <input type="checkbox"/> 府営住宅DV優先入居の開始
平成17年度	・配偶者からの暴力被害者支援セミナー開始 ・配偶者からの暴力被害者支援アドバイザー派遣事業創設	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定（平成18年3月） <input type="checkbox"/> 市町村相談員等の養成研修開始
平成18年度	・女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究、配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究の実施	<input type="checkbox"/> 女性に対する暴力を防止する観点からの予防啓発プログラム開発に向けた調査研究事業（内閣府）の受託実施 <input type="checkbox"/> DV防止集中啓発事業の実施 啓発チラシ、ニュースの発行 啓発講座、DVを考えるつどいの実施 <input type="checkbox"/> DV防止啓発カードの作成・設置 <input type="checkbox"/> 民間シェルターへの運営助成 <input type="checkbox"/> 母子生活支援施設及び民間支援団体への専門研修の実施 <input type="checkbox"/> カウンセリングの拡充 <input type="checkbox"/> 一時保護委託施設の拡充（4施設） <input type="checkbox"/> 「DV相談の手引き」の作成・配布
平成19年度	平成20年1月 DV防止法改正法施行 ・市町村における基本計画の策定及びDV支援センター設置の努力義務化 ・保護命令制度の拡充 など	<input type="checkbox"/> 一時保護委託施設の拡充（7施設） <input type="checkbox"/> 110番通報における即時対応システムの実施
平成20年度		「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定（平成21年3月） <input type="checkbox"/> DV被害者保護用の監視カメラの整備

2 関係機関一覧

※★マークの付いている相談は、いずれも予約が必要です。
 ※内容については変更されることがありますので、あらかじめ各機関に相談してください。
 ※平成21年3月現在の内容です。

♣配偶者暴力相談支援センター

(配偶者等からの暴力についての相談のほか、一時保護や自立のための各種情報提供を行います。)

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府配偶者暴力相談支援センター	075-441-7590	毎日 9:00～20:00 ----- 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00 *必要に応じて一時保護も行っています。	電話相談 ----- 面接相談★

♣DV相談ナビ登録団体一覧

相談機関	電話番号	相談受付時間
京都府配偶者暴力相談支援センター	075-441-7590	毎日(年中無休) 9:00～20:00
京都府男女共同参画センター	075-692-3228	月・火・木・金・土曜日及び第2水曜日 午前10時～17時 日・祝日・年末年始は休み
京都市男女共同参画センター	075-212-7830	月・木・金・土 11:00～18:00 火 11:00～19:30 ※祝日及び年末年始を除く
福知山市人権推進室 男女共同参画推進係	0773-24-7022	月～金 8:30～17:15 土・日・祝日及び年末年始は休み 女性相談 要予約 月1～2回 木曜日
舞鶴市人権啓発推進室	0773-66-1022	相談受付時間 月～金 8:30～17:00 土・日・祝日及び年末年始は休み
綾部市人権推進課	0773-42-1801	月～金8:30～17:15 土、日、祝日及び年末年始は休み
宇治市男女共同参画支援センター 女性のための相談室	0774-39-9379	火～金 8:30～20:00 土・日 8:30～17:00 月・祝日及び年末年始は休み 相談は要予約制
宮津市役所福祉室児童福祉係	0772-22-2121	月～金 8:30～17:00 土・日・祝日及び年末年始は休み
城陽市男女共同参画支援センター ぱれっとJOYO	0774-56-5076	女性専門相談 毎月第2水曜日9:30～12:30 第3土曜日・第4水曜日13:30～16:30(予約制) 一般相談 毎週火・金曜日9:30～16:00 木・祝祭日の翌日(土・日曜日の場合は月曜日)・年末年始 除く 9:00～17:00
向日市市民生活部市民参画課 女性のための相談予約電話	075-931-1144	女性のための相談 毎月第4水曜日(午後1時10分～4時) 祝日を除く (面接相談には予約が必要です。当日空いている場合も ご相談いただけます。)
長岡京市女性交流支援センター	050-7105-8502	相談予約受付 月～土 9:00～17:00(日・祝日及び年末年始は休み) 女性の総合相談 予約制(毎週木曜日13:30～16:20、 第2木曜日10:00～12:00) 女性のための法律相談 予約制(第4木曜日10:00～12:00)
八幡市女性相談	075-983-1784	月～金 10:00～17:00 祝日・日及び年末年始は休み

相談機関	電話番号	相談受付時間
京丹後市女性相談	0772-69-0210	月～金 8:30～17:15開庁日のみ受付 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休み) 相談日は月2回設定
京丹後市家庭児童相談	0772-69-0390	月～金 8:30～17:15開庁日のみ受付 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始は休み)
木津川市女性センター	0774-72-7719	第2・4金曜日 午後1時～3時 祝日・年末年始は休み
大山崎町教育委員会 生涯学習室	075-956-2101	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00 土・日・祝日、年末年始は休み
久御山町女性のための相談	075-631-9980	月～金 8:30～17:15 (予約相談) 第2・4火曜日 10:00～13:00 ※土、日、祝日及び年末年始は休み
宇治田原町行革・計画推進室	0774-88-6615	月～金 8:30～17:30 土・日・祝日及び年末年始は休み
笠置町役場住民課	0743-95-2301	月～金 9:00～17:00 土・日・祝日及び年末年始は休み
精華町家庭こころの相談室	0774-98-3909	相談日時 事前予約制 毎月第1火曜日・第3金曜日(祝日・年末年始は休み) 10:00～12:00、13:00～15:00 相談受付時間 月～金(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00
伊根町住民生活課	0772-32-0504	月～金:9:00～17:00 土・日、祝日及び年末年始
与謝野町役場 福祉課	0772-43-1513	月～金 8:30～17:30 土・日・祝日及び年末年始は休み

♣ 女性のための相談窓口

公的機関 (相談料無料)			
相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
京都府男女共同参画センター (らら京都)	DVサポートライン 075-692-3228	月、火、木、金、土曜日及び第2水曜日 10:00～12:00 13:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	電話相談 面接相談★
	075-692-3437	女性相談 電話:月・木、面接:火・金曜日 労働相談 電話・面接:月・火・木・土曜日 10:00～12:00 13:00～18:00 (祝日、年末年始を除く)	電話相談 面接相談★
		フェミニスト・カウンセリング 毎週木曜日 18:00～20:50 (祝日、年末年始を除く)	面接相談★
		法律相談 第2・4木曜日 13:30～16:30 (祝日、年末年始を除く)	面接相談★
京都市男女共同参画センター (ウイングス京都)	075-212-7830	一般相談 毎週月～土曜日(水曜・祝日除く) 11:00～18:30(火曜日20:00まで) *受付は18:00まで(火曜日19:30まで)	電話相談 面接相談★
		女性への暴力相談 週1回(第2週は週2回)	面接相談★
		法律相談 第1・3金曜日 13:30～16:00	面接相談★
		働く女性のこころの健康相談 第2・4火曜日 17:30～20:30	面接相談★

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
女性の人権ホットライン (京都地方法務局人権擁護課)	0570-070-810 075-231-2014	毎週月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:15 (12:00～13:00は休)	電話相談 面接相談
福知山市女性相談	0773-24-7022	原則毎月第1・3木曜日 13:00～16:00 (詳しくは実施機関にご確認ください)	面接相談★
舞鶴市女性相談	0773-66-1022 (相談予約専用) 舞鶴市人権啓発推進室	原則第2水曜日 11:00～14:10 (詳しくは実施機関にご確認ください)	面接相談★
	0773-65-0056	第1～4木曜日 10:00～16:00	電話相談
綾部市女性相談	0773-42-1801	原則第1水曜日 13:20～16:20 (詳しくは実施機関にご確認ください)	面接相談★
宇治市女性のための相談 (宇治市男女共同参画支援センター)	0774-39-9379 (相談予約専用)	火曜日・第2日曜日(祝日除く) 13:00～17:00	電話相談★ 面接相談★
		法律相談 4月、8月、12月を除く第2金曜日 13:00～16:00	面接相談★
		こころとからだの相談 偶数月 第2水曜日 9:00～12:00	
		フェミニスト・カウンセリング 毎月第1水曜日と偶数月の第3水曜日 13:00～16:00	
亀岡市働く女性の家 (亀岡市総合福祉センター)	0771-24-0294	フェミニスト・カウンセリング 第1・3木曜日(祝日除く) 10:30～13:30	面接相談★
		法律相談第2木曜日(祝日除く) 13:30～15:30 法律相談第4木曜日(祝日除く) 18:00～20:00	
城陽市女性のための相談室	0774-56-5076	一般相談 火曜日13:30～16:00 金曜日9:30～12:00	面接相談 電話相談
		専門相談 第2水曜日 9:30～12:30 第3土・第4水曜日 13:30～16:30	面接相談★
		法律相談 (原則) 奇数月第1水曜日 13:30～16:30	面接相談★
向日市女性のための相談室	075-931-1144	第4水曜日(祝日除く) 13:10～16:00	面接相談★
長岡京市女性の相談室 (長岡京市女性交流支援センター)	050-7105-8502 (相談予約専用)	女性の総合相談 毎週木曜日 13:30～16:20 第2木曜日 10:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)	面接相談★
		女性のための法律相談 第4木曜日 10:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)	
八幡市女性相談	075-983-1784	毎週月～金曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	電話相談 面接相談
京田辺市女性の相談室	0774-65-3727	専門相談 第1・3木曜日(祝日除く) 13:30～16:30	面接相談★
		一般相談 第2木曜日(祝日除く) 13:30～16:30 法律相談 第4水曜日(祝日除く) 13:30～15:00	
京丹後市女性相談	0772-69-0210 (内線2214)	月2回 13:30～16:30 (実施日等詳細については事前にお問い合わせください)	面接相談★
久御山町女性のための相談 (久御山町社会教育課)	075-631-9980	第2・4火曜日(祝日除く) 10:00～13:00	電話相談★ 面接相談★
木津川市女性センター (木津川市福祉会館)	0774-72-7719	第2・4金曜日(祝日除く) 13:00～15:00	電話相談★ 面接相談★

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
精華町家庭こころの相談室 (京都大和の家)	0774-98-3909	第1火曜日・第3金曜日 10:00～12:00、13:00～15:00 *電話相談の受付は月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	面接相談★
与謝野町役場 福祉課	0772-43-1513	毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:00	電話相談 面接相談

京都府の各保健所(婦人相談員が対応します。)

名称	電話番号	所在地	対象区域
乙訓保健所福祉室	075-933-1154	向日市上植野町馬立8	向日市・長岡京市・乙訓郡
山城北保健所福祉室	0774-21-2102	宇治市宇治若森7の6	宇治市・城陽市・久世郡
山城北保健所綴喜分室	0774-63-5747	京田辺市田辺明田1	八幡市・京田辺市・綴喜郡
山城南保健所福祉室	0774-72-0979	木津川市木津上戸18-1	木津川市・相楽郡
南丹保健所福祉室	0771-62-0361	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	亀岡市・南丹市・船井郡
中丹西保健所福祉室	0773-22-5766	福知山市篠尾新町1丁目91	福知山市
中丹東保健所福祉室	0773-75-0856	舞鶴市倉谷村西1499	舞鶴市・綾部市
丹後保健所福祉室	0772-62-4302	京丹後市峰山町丹波855	宮津市・京丹後市・与謝郡

児童相談所(子どもに関する相談について対応します。)

名称	電話番号	所在地	対象区域
宇治児童相談所	0774-44-3340	宇治市大久保町井ノ尻13-1	宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久世郡・綴喜郡・相楽郡
京都児童相談所	075-432-3278	京都市上京区小川通中立売下ル下小川町184-1	亀岡市・向日市・長岡京市・南丹市・乙訓郡・船井郡
福知山児童相談所	0773-22-3623	福知山市字堀小字内田1939-1	福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・京丹後市・与謝郡
京都市児童相談所	075-801-2929	京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910-25	京都市

民間機関(一部、有料の機関があります。料金等は各機関にお問い合わせください。)

相談機関	電話番号	開設日・時間	相談方法
(社)京都犯罪被害者支援センター(無料)	075-451-7830	毎週月・火・木・金曜日(年末年始・祝日除く) 13:00～18:00 ☆面接相談は電話相談後、必要に応じて	電話相談 面接相談☆
アウンジャ相談室(無料)	090-8658-3269	毎週火・金曜日 13:30～16:30 (予約受付当日12:00まで)	電話相談 面接相談★
京都YWCA・APT(AsianPeople Together)(無料) ※外国人のための相談電話	075-451-6522	※タガログ語、英語、中国語による相談 毎週月曜日 13:00～16:00 木曜日 15:00～18:00	電話相談
ウィメンズカウンセリング 京都(有料)	075-222-2133	毎週月～土曜日 (予約受付17:00まで)	面接相談★
(社)葵橋ファミリークリニック(有料)	075-431-9150 (相談予約専用)	※予約受付時間 毎週月・火・木・土曜日 10:00～17:00 毎週水・金曜日 14:00～20:00	面接相談★
京都弁護士会(有料)	一般相談 075-231-2378	毎週月～金曜日(年末年始・祝日除く) 9:30～12:00 13:00～16:00	面接相談★
	DV被害相談 075-231-2337	※電話受付時間 毎週月～金曜日(年末年始・祝日除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	電話申込による 弁護士の紹介

♣警察の相談窓口（緊急の場合は110番に連絡してください。）

相談機関	電話番号	開設日・時間（各警察署は所在地）	相談方法
京都府警察総合相談室	075-414-0110 (内線9110)	毎週月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45	電話相談 面接相談 *ヤングテレホンのみ面接相談要予約
ヤングテレホン (少年の悩みや児童虐待などに関する相談)	075-841-7500	毎日24時間	
府内各警察署相談室		毎週月～金曜日(祝日除く) 9:00～17:45	
川端警察署	075-771-0110	京都市左京区岡崎徳成町1	
上京警察署	075-465-0110	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1	
東山警察署	075-525-0110	京都市東山区松原通大和大路東入る弓矢町52	
堀川警察署	075-823-0110	京都市下京区堀川通松原下る柿本町568・569合地	
五条警察署	075-352-0110	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682	
七条警察署	075-342-0110	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町707-2	
下鴨警察署	075-703-0110	京都市左京区田中馬場町6	
伏見警察署	075-602-0110	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101	
山科警察署	075-575-0110	京都市山科区大宅神納町167	
右京警察署	075-865-0110	京都市右京区太秦蜂岡町31	
南警察署	075-682-0110	京都市南区西九条南田町3	
北警察署	075-493-0110	京都市北区紫竹東桃ノ本町25～31	
西京警察署	075-391-0110	京都市西京区山田大吉見町7・8合地	
向日町警察署	075-921-0110	向日市上植野町上川原5	
宇治警察署	0774-21-0110	宇治市宇治字文字2-12	
城陽警察署	0774-53-0110	城陽市富野久保田1-4	
八幡警察署	075-981-0110	八幡市八幡五反田37-8	
田辺警察署	0774-63-0110	京田辺市興戸小モ詰1	
木津警察署	0774-72-0110	木津川市木津南垣外15	
亀岡警察署	0771-24-0110	亀岡市安町大池8	
南丹警察署	0771-62-0110	南丹市園部町上本町南2-5	
綾部警察署	0773-43-0110	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地	
福知山警察署	0773-22-0110	福知山市字堀小字上高田2108-3	
舞鶴警察署	0773-75-0110	舞鶴市南田辺9	
宮津警察署	0772-25-0110	宮津市字鶴賀2151	
京丹後警察署	0772-62-0110	京丹後市峰山町長岡469-1	

3 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」 (改定版) 検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画の改定に当たり、学識者や関係者の幅広い参画を得てその内容を検討するため、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(改定版)検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 検討委員会は、委員12名で組織し、知事が委嘱する。

(座長及び副座長)

第3条 検討委員会に座長を置き、座長は委員の互選による。

2 座長は、会務を総括する。

3 副座長は、あらかじめ座長が委員の中から指名し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第4条 検討委員会の会議に、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5条 検討委員会の庶務は、府民生活部男女共同参画課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

4 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（改定版）

検討委員会委員名簿

分野	氏名	現職
学識 経験者	◎ 中村 正 ○ 桐野 由美子	立命館大学大学院応用人間科学研究科教授 京都ノートルダム女子大学生生活福祉文化学科教授
支援 機関等	石神 美智子 井上 摩耶子 大島 麻子 岡本 カヨ子 芹澤 出 藤田 克寿 宮井 久美子	社会環境浄化京都ネットワーク理事長 ウィメンズカウンセリング京都代表 京都弁護士会 両性の平等に関する委員会委員 NPO法人アウンジャ理事 京都母子生活支援施設協議会会長（「野菊荘」施設長） （社）京都府医師会理事 （社）京都犯罪被害者支援センター事務局長
行政 機関	平井 潔子 谷川 伸一 西村 与一	京都市文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長 舞鶴市市民環境部人権啓発推進室啓発推進課長 久御山町教育委員会社会教育課長

◎：座長 ○：副座長

5 改定経過

年 月	事 項
平成20年 6月 6日	第1回京都府DV基本計画改定検討委員会 （公開）
7月14日	第2回京都府DV基本計画改定検討委員会 （非公開） 関係団体・被害者との意見交換会
7月16日 ～ 24日	アンケート調査実施・集計
8月 8日	第3回京都府DV基本計画改定検討委員会 （公開） （骨格審議）
9月 2日	第4回京都府DV基本計画改定検討委員会 （公開） （中間案審議）
10月16日	市町村会議（意見交換）
10月28日 ～11月25日	意見交換会（10/28宇治田原町、11/6与謝野町、 11/14亀岡市、11/25京丹波町）
11月18日	第5回京都府DV基本計画改定検討委員会 （公開） （中間案審議）
12月 1日	中間案を12月議会へ報告
12月18日 ～ 1月17日	パブリックコメント実施（市町村への意見照会）
平成21年 1月20日	第6回京都府DV基本計画改定検討委員会 （公開） （最終案審議）
3月10日	最終案を2月議会で報告
3 月	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」（改定版）策定

6 保護命令申立手続き

DV防止法では、更なる配偶者からの暴力により被害者の生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の保護を図るため、被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者に対して一定期間、つきまといの禁止や住居からの退去を命じることができる保護命令の制度があります。

(事実婚の者や元配偶者も対象となります)

●保護命令は2種類

① 接近禁止命令

○被害者への接近禁止命令

被害者へのつきまといや被害者の住居・職場等の近くをうろつくことを禁止する命令

○被害者の子又は親族等への接近禁止命令

(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。)

被害者の子又は親族等へのつきまといや子又は親族等の住居・職場等の近くをうろつくことを禁止する命令(被害者と同居する未成年の子ども及び被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者も対象となります。)

○電話等禁止命令

(被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。)

被害者に対する一定の電話・電子メール等を禁止する命令 (本人に限ります。)

(面会の要求、行動の監視に関する事項を告げること等、著しく粗野・乱暴な言動、無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール(緊急やむを得ない場合を除く。)、汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等、名誉を害する事項を告げること等、性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等)期間は6か月です。

② 退去命令

加害者に、家から出ていくことを命ずる命令。期間は2か月です。

●加害者が保護命令に違反すると

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

●申立ての方法は、管轄の地方裁判所に「申立書」を提出します

「申立書」には以下の内容を記載します。

- ① 身体に対する暴力を受けた状況
- ② 更なる暴力により、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- ③ 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等

※ もしも配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談等をしていない場合は公証人役場へ行き宣誓供述書を作成し添付します。(作成手数料11,000円)

◎申立てに必要な費用や書類の詳細は、最寄りの地方裁判所等にお問い合わせください。

京都地方裁判所第5民事部	☎075-211-4111
園部支部	☎0771-62-0237
宮津支部	☎0772-22-2074
舞鶴支部	☎0773-75-2332
福知山支部	☎0773-22-2209

京都公証人役場 ☎075-231-4338

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日 法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条一第五条)

第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)

第四章 保護命令(第十条一第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条一第二十八條)

第六章 罰則(第二十九条・第三十條)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

1 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定

めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び

助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法

(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (概要)

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科

医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適切と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に嚴重に情報の管理を行うこ

とが必要である。外国人登録原票については、原則として非公開であり、その取扱いには十分な注意が求められることについて、徹底することが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が社会保険事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが

望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

別添 保護命令の手続（省略）

9 京都府男女共同参画推進条例（平成16年京都府条例第10号）

前 文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展、家庭や地域を取り巻く環境の変化、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

京都では、古くから文学等において女性が活躍するなど、男女による様々な社会活動・生産活動が多様な歴史文化を培ってきたところであり、さらに、美しい自然や学術研究機能の集積など未来に開かれたすばらしい発展力を有しており、このような地域特性を生かしながら、これを次世代に継承し、発展させていくことのできる男女共同参画社会を築いていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人との絆^{きずな}を大切に、家庭を営む男女にあっては相互に家庭を大切にしながら、家庭や学校、職域、地域等あらゆる場において、男女が心と心で結びあい、支え合いながら、また、男女の違いを認め合いながら、お互いの存在を高め合い、心豊かな関係を築いていく上で重要である。

このような認識の下に、私たちは男女共同参画社会の実現を強く念願し、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定め、その取組を府、府民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。）をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、府の施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備などに向けた社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

（府の責務）

第4条 府は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、事業者、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むよう努めなければならない。

（府民の責務）

第5条 府民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 府民は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、男女共同参画社会づくりを担う主要な構成員であるとの自覚の下に、その事業活動に際し、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

第7条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する都道府県男女共同参画計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、府民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（積極的改善措置）

第8条 府は、事業者及び府民による積極的改善措置に係る取組が適正に促進されるよう情報提供、相談、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 府は、附属機関その他これに準じるものにおける男女の委員の数の均衡を図るなど、自ら積極的改善措置に取り組むものとする。

（雇用の分野における男女共同参画の推進等）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、雇用の場において、次に掲げる取組を行うよう努めなければならない。

- （1）男女が個人として能力を発揮する機会が確保される取組
- （2）セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組
- （3）職業生活と家庭生活における活動の両立を支援する取組

2 府は、事業者が行う前項の取組を支援するため、情報提供、相談、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

3 府は、男女が個人として能力を発揮する機会の確保のため、生涯を通じた職業能力の形成及び開発、円滑な再就職並びに起業を支援するために必要な措置を講じるものとする。

（個人で営む事業における男女共同参画の推進）

第10条 府は、農林水産業、商工業等の分野における個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、啓発、相談その他の必要な環境整備を行うものとする。

（家庭生活に関する支援）

第11条 府は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるよう、保育・介護サービス等の充実、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（京都における文化及び産業の振興）

第12条 府は、男女がその持てる力を十分に発揮し、京都における文化及び産業の振興に寄与できるよう、府民の交流機会の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

（府民等の活動の促進）

第13条 府は、府民及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を促進するため、これらのものとの連携及び協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

2 府は、前項の行為の防止に努めるとともに、被害を受けた者に対し必要な支援措置を講じるものとする。

（情報に関する留意事項）

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

（府民等の理解を深めるための措置）

第16条 府は、男女共同参画の推進に関する正しい理解が深まるよう、適切な広報及び啓発を行うとともに、教育及び学習の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

2 府は、情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、府民が、男女共同参画の視点から情報を正しく理解するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な支援措置を講じるものとする。

（推進体制の整備）

第17条 府は、男女共同参画の推進に関する活動の拠点施設の機能の充実を図る等、必要な推進体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第18条 府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとする。

（調査研究）

第19条 府は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するものとする。

（施策の実施状況等の公表）

第20条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

（苦情処理等）

第21条 府は、府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての府民又は事業者からの苦情の適切な処理に努めるものとする。

2 府は、前項の規定による苦情の処理に当たって、特に必要があると認めるものについては、京都府男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 府は、男女共同参画の推進を阻害する行為に係る府民又は事業者からの相談について、関係機関と協力して適切に対応するため、相談体制の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

第3章 京都府男女共同参画審議会

（京都府男女共同参画審議会）

第22条 第7条及び前条第2項に規定する事項のほか、知事の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行わせるため、京都府男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、知事に建議することができる。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条、第21条第2項及び第22条の規定は、平成16年6月1日から施行する。